（別紙１）各業務に従事する時間・日数等

<table>
<tr><th colspan="2">業務名</th><th>従事する時間</th><th>期間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">1　警備業務<br>（警備業法第２条第１項第１号）</td><td>開庁日<br>17：00～翌９：00<br>（うち休憩１時間）</td><td>令和元年12月１日<br>～令和３年３月31日</td><td rowspan="2">受託者は労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第３号の規定する監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外の許可について、労働基準法施行規則（昭和22年労働省令）第23号の規定により労働基準監督署の許可を受けなければならないことから適正な代替要員を配置すること。<br>（注）１時から翌７時までについては、仮眠を取っても差し支えない。</td></tr>
<tr><td>閉庁日（土・日・祝・振替休日・年末年始休）<br>９：00～翌９：00<br>（うち休憩１時間）</td><td>令和元年12月１日<br>～令和３年３月31日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２　建築物清掃業務<br>（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第４条の３第１項）</td><td>日常</td><td>開庁日<br>７：00～16：00<br>（うち休憩１時間）<br>随時対応できるよう本館、別館及び仮庁舎それぞれに従業員を配置すること。</td><td>令和元年12月１日<br>～令和３年３月31日<br>（土･日･祝･振替休日･年末年始休を除く。）</td><td>ア　専用部分（事務室・会議室・機械室等）<br>原則として、市職員の執務時間外に行うこと。<br>イ　共通部分（ロビー・ベランダ・便所・廊下等）<br>庁舎管理上支障がないように配慮し、随時行うこと。<br>ウ　詳細については、別紙「清掃業務の詳細」のとおり</td></tr>
<tr><td>特別</td><td>閉庁時に行うこと。<br>（実施日は協議）</td><td colspan="2">回数等の詳細については、別紙「清掃業務の詳細」のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">３　空気環境測定業務<br>（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第３条第２項）</td><td>市職員の執務時間内に適宜行うこと。</td><td>６回以上／年<br>（２ヶ月以内ごとに１回）</td><td>庁舎</td></tr>
<tr><td colspan="2">４　遊離残留塩素検査業務<br>（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第４条第２項）</td><td>市職員の執務時間内に適宜行うこと。</td><td>52回以上／年<br>（１週間以内ごとに１回）</td><td>庁舎</td></tr>
</table>

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ５　衛生害虫等の防除作業<br>（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第４条第３項） | | 閉庁後 | 2 回／年<br>（6 ヶ月以内ごとに 1 回） | 庁舎 |
| ６　設備管理業務 | 電気関係 | 市職員の執務時間内に適宜行うこと。<br>（電気事業法施行規則第 52 条第２項） | 12 回以上／年<br>（1 ヶ月以内ごとに 1 回） | 庁舎（人員については、下記クーリングタワー清掃、機械・その他関係と兼務しても差し支えないものとする。） |
| | 機械・その他関係 | 開庁日<br>8：00～17：15<br>（うち休憩 1 時間） | 令和元年 12 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 | 庁舎 |

・前回の業務体制（参考）

平成 28 年 11 月 1 日～平成 31 年 11 月 30 日

警 備 業 務 本館１名、別館１名、教育センター1 名

清 掃 業 務 本館 6 名、別館 3 名、教育センター1 名（7 時～16 時　常駐１名）

設備管理業務 1 名